

一級河川庄内川水系庄内川改修工事及びこれに伴う町道、県道付替工事に関する事業認定理由

1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち、一級河川庄内川水系庄内川改修工事（以下「本体工事」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に掲げる一級河川に関する工事であり、土地収用法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工により遮断される町道及び県道の従来機能を維持するための付替工事（以下「関連工事」という。）は、それぞれ道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する工事及び同条第3号に掲げる都道府県道に関する工事であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、一級河川庄内川水系庄内川（以下「庄内川」という。）の河口部の明德橋を起点とし新川中橋下流200mを終点とする延長約1.6kmの区間（以下「本件区間」という。）における庄内川の改修工事に係る事業であるところ、河川法第9条第1項の規定により、一級河川の管理は国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同条第2項に基づく指定区間に指定されていないことから、国土交通大臣は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 申請事業の施行により得られる公共の利益について

庄内川下流域においては、平成12年9月11日未明から12日にかけて東海地方を襲った局地的集中豪雨（以下「東海豪雨」という。）により、庄内川の流下能力を超える洪水が発生したことから、堤防の漏水、洪水の溢水等が生じ、また、庄内川の派川である一級河川庄内川水系新川（以下「新川」という。）では、愛知県名古屋市西区地内の左岸堤防が約100m決壊した。これらにより、本件区間及びその周辺部において、浸水戸数約18,100戸（うち床上浸水約11,900戸）、浸水面積約19km²、被害総額約6,700億円にも及ぶ伊勢湾台風（昭和34年9月）以来の甚大な被害が発生し、約29,000人の住民が避難する事態が生じた。

本件事業は、庄内川を対象として、東海豪雨と同規模の降雨による浸水被害の再発を防止することを目的として河道掘削、築堤等の河川改修を行うものであり、東海豪雨の甚大な浸水被害にかんがみ「平成12年発生直轄河川激甚災害対策特別緊急事業」（平成12年11月17日採択）に採択され、緊急に実施される事業である。

また、東海豪雨において、庄内川から洗堰を介して新川に約270m³/秒の洪水が流入した結果、新川の堤防が決壊したことから、本件事業では庄内川から新川への流入量を70m³/秒に低減する措置を講じる等、庄内川と新川が一体となって洪水防御を行うものである。

本件区間における庄内川の河道及び堤防の現況を見るに、基準地点枇杷島における現況流下能力は約3,000m³/秒と東海豪雨時の洪水流量約3,500m³/秒（以下「東海豪雨洪水流量」という。）を下回っている状況にある。

本件事業においては、庄内川の河道について河積確保のための掘削を行い、掘削により河積の確保できない場所については築堤を行うことから、本件区間における流下能力が、基準地点枇杷島において約3,000m³/秒から約4,100m³/秒に増大し、東海豪雨洪水流量を安全に流下させることが可能となる。

したがって、激甚災害後の緊急対策として施行される本件事業により、当該災害と同規模の降雨があっても、浸水被害の再発を防止し、流域の住民の生命及び財産並びに公共施設の安全が図られるなどの公共の利益がもたらされるものと認められる。

（2）申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）、愛知県環境影響評価条例（平成10年条例第47号）等により環境影響評価が義務付けられた事業に該当しないものの、起業者は、学識者、庄内川流域の地方公共団体の長、環境団体代表等を構成員とする「庄内川・新川を考える地域懇談会」を設置し、当該懇談会の委員の意見を踏まえながら、庄内川に生息する動植物の良好な生息環境を回復するため、河床の形状の多様化、河川敷の表土への覆土等の措置を講じつつ事業を進めているところである。また、本件事業の完成後においてもモニタリングを実施し、その結果を踏まえて適切な対応を図ることとしている。

以上を勘案すれば、本件事業の施行により失われる利益は最小限にとどまるものと認められる。

（3）代替案の検討について

本件区間における河川改修の手法として、河道掘削を基本とした築堤工事等により河道の流下能力の増大を図る本件事業（移転対象物件108件、掘削土量約140万m³、事業費約320億円）の手法のほか、

- ① 河道掘削を行わず築堤により東海豪雨洪水流量を安全に流下させる案（築堤案）
- ② 築堤を行わず河道掘削により東海豪雨洪水流量を安全に流下させる案（河道掘削案）

が考えられるが、いずれも以下に述べる理由から適切な手法とはいえない。

①の築堤案については、移転対象物件が359件、事業費が約600億円と本件事

業の手法に比べ、社会的、経済的な負担が大きくなる。

②の河道掘削案については、移転対象物件はないが、掘削土量が約230万 m^3 、事業費が約360億円と、掘削土量が著しく増加することにより、本件事業の手法に比べ長期にわたり、また、経済的な負担も大きくなるほか、事業完成後の維持管理において浚渫頻度が高くなることが予想される。

したがって、本件区間における河川改修の手法については、事業による社会的影響、事業の経済性、事業完成後の維持管理及び事業期間からみて、本件事業の手法が最も合理的であると認められる。

(4) 比較衡量

(1) で述べた得られる公共の利益と(2) で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3) で述べたように、本件事業の手法は他の代替案と比較して最も合理的な手法であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 申請事業を早期に施行する必要性

東海豪雨における庄内川及びその周辺部での被害状況は3(1) で述べたとおりであるが、現在、庄内川の派川である新川では、愛知県知事により、「平成12年発生河川激甚災害対策特別緊急事業」(平成12年11月17日採択)として、東海豪雨と同規模の降雨による洪水被害の再発を防止することを目的とする緊急の改修工事(以下「新川事業」という。)が、本件事業の完成予定と同じく、平成16年度末の完成を目指して行われている。

東海豪雨において、庄内川から新川に洪水が流入した結果、新川の堤防が決壊したことから、本件事業と新川事業は、一体となって整備を行わなければ効果を十分に発揮できず、本件事業が完成しなければ、仮に新川事業が完成しても、その事業効果は著しく減殺される。

さらに、名古屋市長を長とし、庄内川流域の地方公共団体の長からなる愛知県庄内川整備促進期成同盟会より本件事業の早期完成に関する強い要望があり、これらのことを踏まえると、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、庄内川水系工事实施基本計画(昭和50年3月策定。平成6年6月部分改定)と整合しており、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)の規格に基づき行われる河道掘削、築堤等の工事に必要な範囲で計画されているものと認められる。

また、収用の範囲は、本体工事及び関連工事により恒久的に設置される施設の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

(3) 収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。